

報告第 1 号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 3 月 17 日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

次のとおり和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、専決処分する。

1 相 手 方

2 和解の内容

- (1) 市は、相手方に対し、本件事故に係る相手方の車両の修理費 558,184 円の 20 パーセントに相当する 111,637 円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、市に対し、本件事故に係る市の車両の修理費 397,126 円の 80 パーセントに相当する 317,701 円の支払義務があることを認める。
- (3) 相手方は、市に対し、双方の負担額を相殺した後の額である 206,064 円を支払うものとする。
- (4) 今後本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申立て等をしないこととする。

令和 3 年 2 月 22 日

北本市長 三 宮 幸 雄